



2026年4月14日

各 位

会 社 名 株式会社バイク王 & カンパニー  
代 表 者 名 代表取締役 CEO 澤 篤 史  
(コード番号 3377 東証スタンダード市場)  
問 合 せ 先 取 締 役 CFO 大 谷 真 樹  
(TEL. 03-6803-8855)

**従業員向け株式給付信託への追加拠出に伴う  
第三者割当による自己株式の処分に関するお知らせ**

当社は、本日開催の取締役会において、下記のとおり、第三者割当による自己株式の処分（以下、「本自己株式処分」という。）を行うことを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 処分の概要

(1) 処 分 期 日	2026年4月30日
(2) 処分株式の種類および数	普通株式 400,000 株
(3) 処 分 価 額	1株につき金 398 円
(4) 処 分 総 額	159,200,000 円
(5) 処 分 予 定 先	株式会社日本カストディ銀行（信託口）
(6) そ の 他	本自己株式処分については、金融商品取引法による臨時報告書を提出しております。

2. 処分の目的および理由

当社は、当社及び当社グループ会社（以下、「当社等」といいます。）の従業員（以下、併せて「当社等の従業員」といいます。）を対象としたインセンティブ・プランの一環として、当社の中長期的な業績の向上及び企業価値の増大への当社等の従業員の貢献意欲や士気を高める目的とし、「従業員向け株式給付信託」（以下、「本制度」といい、本制度に関して株式会社りそな銀行と締結済みの信託契約を「本信託契約」といいます。また、本信託契約に関して設定済みの信託を「本信託」といいます。）を2022年度より導入し、その後一部改定の上継続しております。（本制度の概要につきましては、2022年1月26日付「当社及び当社グループ会社の従業員に対する従業員向け株式給付信託の導入に関するお知らせ」をご参照ください。）

本自己株式処分は、本制度を継続するため、本信託の受託者である株式会社りそな銀行の再信託受託者である株式会社日本カストディ銀行（信託口）に対し、第三者割当により自己株式を処分するものです。

処分数量につきましては、当社が制定した株式給付規程に基づき、5事業年度中に当社等の従業員に給付すると見込まれる株式の総数に相当するものであり、2025年11月30日現在の発行済株式総数15,315,600株に対し、2.61%（2025年11月30日現在の総議決権個数145,070個に対する割合2.76%。いずれも少数点以下第3位を四捨五入。）となります。当社としましては、本自己株式処分による処分数量及び希薄化の規模は合理的であり、流通市場への影響は軽微であると考えております。

<本信託の概要>

- ① 名称 : 従業員向け株式給付信託
- ② 委託者 : 当社
- ③ 受託者 : 株式会社りそな銀行  
株式会社りそな銀行は株式会社日本カストディ銀行と特定包括信託契約を締結し、株式会社日本カストディ銀行は再信託受託者となります。
- ④ 受益者 : 当社等の従業員のうち、株式給付規程に定める受益者要件を満たす者
- ⑤ 信託管理人 : 当社等の従業員から選定
- ⑥ 信託の種類 : 金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）
- ⑦ 本信託契約の締結日 : 2022年4月20日
- ⑧ 変更契約日 : 2026年4月14日
- ⑨ 信託の期間 : 2022年4月20日から本信託が終了するまで  
(特定の終了期日は定めず、本制度が継続する限り本信託は継続するものとします。)

<追加信託および本信託における当社株式取得の概要>

- ① 取得する株式の種類 : 当社普通株式
- ② 追加信託金額 : 139,200,000円
- ③ 取得する株数の総数 : 400,000株
- ④ 追加信託日 : 2026年4月30日
- ⑤ 株式の取得日 : 2026年4月30日
- ⑥ 株式取得方法 : 当社の自己株式を引き受ける方法により取得

(注) 本信託は、今回の追加信託に係る金銭139,200,000円および信託財産に属する金銭20,000,000円の総額を原資として当社株式の追加取得を行います。

3. 処分価額の算定根拠およびその具体的内容

本自己株式処分における処分価額につきましては、恣意性を排除した価額とするため、当該処分に係る取締役会決議を行った日（以下、「本取締役会決議日」という。）の直前営業日（2026年4月13日）の株式会社東京証券取引所（以下、「東京証券取引所」という。）における当社株式の終値である398円といたしました。

本取締役会決議日の直前営業日の東京証券取引所における当社株式の終値を採用したのは、株式市場における当社の適正な企業価値を表すものであり、合理的であると考えたためです。

なお、当該価額は、本取締役会決議日の直前営業日の終値を採用していることおよび本取締役会決議日の直前1カ月間（2026年3月14日から2026年4月13日）の終値の平均である404円（円未満切捨て）からの乖離率は-1.49%（小数点以下第3位を四捨五入）、同直前3カ月間（2026年1月14日から2026年4月13日）の終値の平均値である404円（円未満切捨て）からの乖離率は-1.49%（小数点以下第3位を四捨五入）、同直前6カ月間（2025年10月14日から2026年4月13日）の終値の平均値である407円（円未満切捨て）からの乖離率は-2.21%（小数点以下第3位を四捨五入）となっていることから、本自己株式処分に係る処分価額は、処分予定先に特に有利な処分価額には該当しないものと判断しております。

また、上記処分価額につきましては、当社の監査等委員会（3名にて構成、うち2名は社外取締役）が、処分予定先に特に有利な処分価額には該当しないと当社が判断した過程は合理的であり、かかる判断は適正である旨の意見を表明しております。

4. 企業行動規範上の手続きに関する事項

本自己株式処分は、①希薄化率が25%未満であること、②支配株主の異動を伴うものではないことから、東京証券取引所の定める有価証券市場規程第432条に定める独立第三者からの意見入手および株主の意思確認手続きは要しません。

以 上